

# ゼロカーボン社会共創プラットフォーム 「くらしふと信州」拠点利用要領

## 1.趣旨

この要領は、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」（以下（くらしふと信州という。）拠点の立地条件を最大に生かし、参加登録者がゼロカーボンに関する展示・イベントで利用する際に必要な事項を定めるものとする。

## 2.利用条件

- (1) 拠点を利用できる者（以下「利用者」という。）は、くらしふと信州参加登録者とする。
- (2) 拠点を活用できる内容は、原則としてゼロカーボン関連の展示及びイベントとする。

## 3.利用可能日時及び期間

- (1) 利用可能日は、原則として年末年始及び年度開始日、末日等の特定日を除く日とする。ただし、これ以外の時間での利用を希望する場合は、申請前に長野県に協議することとする。
- (2) 利用可能時間は、原則として9時～17時までの間とし、最小1時間から利用可能とする。ただし、これ以外の時間での利用を希望する場合は、申請前に長野県に協議することとする。
- (3) 利用期間は、長野県と協議により決定することとする。
- (4) 搬入、設営、撤収、拠点の原状回復は、利用申請時間内で行うものとする。

## 4.利用申請

### (1) 利用申請期間

原則として、事業実施日の2週間前まで、申請を受け付ける。

### (2) 利用者の決定

利用者の決定は原則として先着順とし、拠点利用申請者より提出された「利用計画概要書（様式1）」に対して、長野県は第7（1）に記載する事項に該当していないか確認を行い、利用を認める場合は「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム拠点利用決定通知書（様式2）」により通知する。

### (3) 手続きの流れ

拠点の利用にあたり、利用者は以下の手続きを行うものとする。なお、手続きが適切に行われない場合は、申請はキャンセルされたものとみなす。

- ①申請時に利用計画概要書（様式1）を提出するものとする。

- ②長野県からの利用決定通知書（様式2）をもって、利用決定とする。
- ③くらしふと信州ウェブサイト及びメールマガジン等で広報するため、事業の詳細情報及び写真を利用決定後速やかに提出するものとする。
- ④利用決定後、利用者は事業実施計画書に基づき、拠点の担当者と具体的な運営方法等について、利用開始1週間前までに長野県と協議するものとする。
- ⑤事業終了後2週間以内に「利用結果報告書（様式3）」を提出するものとする。

## 5.利用料金

利用料金は徴収しない

## 6.利用者の責務

- (1) 事業の適正な運営と来場者の安全・快適な利用を最優先とし利用すること。
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害（拠点の常設備品の破損等含む）については、利用者の責任において処理するものとする。
- (3) 利用者はくらしふと信州担当者の指示に従い、拠点の清掃及び原状回復を行うものとする。
- (4) 利用者は必要に応じて保険加入等、必要な手続きを行うこと。
- (5) 事業の集客、広報等については、くらしふと信州ウェブサイト及びメールマガジンへの掲載を除き、原則として利用者において積極的に行うこと。

## 7.その他

- (1) 事業の内容が次のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。なお、利用決定後に該当することが明らかになった場合は、その時点で決定を取り消すものとする。
  - ①くらしふと信州の趣旨に該当しないもの
  - ②営利のみを目的とするもの又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
  - ③政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
  - ④公序良俗に反するもの
  - ⑤定められた申請方法に基づかずに申請されたもの
  - ⑥その他、拠点を利用する事業としてふさわしくないもの
- (2) 金銭の授受及びその管理は利用者が責任を持って行うものとする。
- (3) 飲食については、お茶・軽食程度のみを可能とする。
- (4) 利用者が拠点の設備を故意または過失により破損または汚損した場合は修繕等、復旧に係る費用の賠償を行うものとする。
- (5) 長野県は申請及び事業実施に係る一切の補填・賠償をしないものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月4日から施行する。